

令和 7 年度 みと未来財政プラン

(令和 8 年度～令和17年度の中長期的な財政見通し)

水戸市財務部財政課

令和 7 年 6 月改定

1 水戸市の財政運営の方針

- 1 「水戸市第7次総合計画－みと魁・N e x t プラン－」に位置付けた、こども・子育て支援や教育施策の抜本的な強化をはじめとする重点施策を着実に推進していくため、将来にわたって安定的かつ持続可能な財政基盤の確立を目指します。
そのため、選択と集中の考えのもと、歳出全体の見直しを図り、これらの重点施策に財源配分をシフトさせるとともに、「水戸市行政経営改革プラン」に基づき、全庁一丸となって徹底した行政経営改革に取り組みます。
- 2 歳入基盤の強化と歳出の適正化により財政の更なる健全化を推し進めながら、一般会計の財政収支を着実に改善させるとともに、年度間の財政需要の変動と大規模災害等に備える財政調整基金について、適正な残高の確保を図ります。
- 3 財政構造の弾力性を確保するため、大規模な投資的事業の実施により増加した市債残高の減少に取り組み、将来にわたる公債費負担の軽減と、健全化判断比率の改善を図ります。

2 プラン策定の趣旨・概要等

「みと未来財政プラン」は、本市の財政運営の方針を示すとともに、その具現化を図るため、令和5年9月に策定しました。このプランにおいては、一般会計の財政収支、財政調整基金の残高、市債残高及び健全化判断比率の各財政指標について、具体的な目標を定め、その達成に向けた今後10年間の中長期的な財政見通しを明らかにしています。

また、最新の社会経済情勢や地方行財政制度の改正に加え、各事業や行政経営改革の推進による財政状況の変化などを、財政見通しに適時、的確に反映していくため、毎年度の予算編成後にプランを改定し、公表します。

本市では、「みと魁・N e x t プラン」及び「水戸市行政経営改革プラン」とともに、中長期的な財政見通しである「みと未来財政プラン」を行財政運営の指針とし、市民サービスの向上と市政発展に資する施策の着実な推進と、これを支える将来にわたって安定的かつ持続可能な財政基盤の確立に取り組みます。

3 一般会計における財政収支の見通し

〔目 標〕 着実に収支改善を進め、収支不足額を10億円以内に抑制することを目指します。

〔見通し〕 扶助費（社会保障費）に加え、光熱費や物価等の上昇に伴う公共施設の維持管理費等の大幅な増加により、当面厳しい状況が続きますが、行政経営改革を継続的に推進するとともに、4大プロジェクト（※）に係る市債償還の進捗や下水道事業会計に対する繰出金の減少などにより、令和13年度に目標を達成できる見通しです。
なお、毎年度の収支不足については、財政調整基金を計画的に活用して対応します。

※市役所新庁舎、新ごみ処理施設、新市民会館、東町運動公園新体育館の整備

（単位：百万円）

項 目		7年度予算	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	市税	44,980	45,693	46,209	47,069	47,966	48,207
	地方譲与税等	10,556	10,716	10,884	11,059	11,238	11,419
	地方交付税	12,476	12,825	13,420	13,536	13,547	13,637
	国・県支出金	38,817	38,557	39,798	40,687	41,642	43,662
	市債	8,206	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	その他の歳入	10,226	10,222	10,081	10,065	10,065	10,058
	計 A	125,261	125,013	127,392	129,416	131,458	133,983
歳出	義務的経費	72,360	73,966	76,123	78,062	79,830	80,731
	人件費	20,326	20,742	21,397	21,811	22,593	22,695
	扶助費	40,945	41,874	42,931	44,000	45,100	45,895
	公債費	11,089	11,350	11,795	12,251	12,137	12,141
	普通建設事業費	13,366	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
	繰出金	13,824	13,590	13,251	12,965	12,801	12,665
	その他の経費	28,011	26,146	26,372	26,423	26,608	28,542
	計 B	127,561	127,002	129,046	130,750	132,539	135,238
収支不足額（A-B） C		△2,300	△1,989	△1,654	△1,334	△1,081	△1,255

項 目		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
歳入	市税	48,803	49,405	49,679	50,267	50,893
	地方譲与税等	11,603	11,792	11,983	12,180	12,380
	地方交付税	13,436	13,263	13,283	12,904	12,762
	国・県支出金	42,960	43,248	43,910	44,548	46,557
	市債	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	その他の歳入	10,435	10,435	10,435	10,435	10,435
	計 A	134,237	135,143	136,290	137,334	140,027
歳出	義務的経費	81,715	82,291	83,442	84,096	85,422
	人件費	23,080	23,390	24,018	24,366	24,862
	扶助費	46,695	47,498	48,305	49,117	49,936
	公債費	11,940	11,403	11,119	10,613	10,624
	普通建設事業費	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
	繰出金	12,662	12,684	12,687	12,722	12,728
	その他の経費	27,501	27,459	27,556	27,735	29,394
	計 B	135,178	135,734	136,985	137,853	140,844
収支不足額 (A-B) C		△941	△591	△695	△519	△817

○歳入・歳出各項目の推計の考え方

歳入	・市税及び地方譲与税等は、近年の決算状況を考慮するとともに、緩やかな経済成長が当面継続することを前提に推計します。 ・地方交付税のうち普通交付税は、市税や社会保障費の増加等による変動を見込んで推計します。 ・国・県支出金は、近年の決算状況や社会保障費の増加等に加え、令和8年度から学校給食費の無償化に対する国の支援が開始されることを踏まえて推計します。 ・市債は、建設事業債の新規発行を抑制する方針のもと、毎年度70億円の発行を見込みます。 ・その他の歳入は、水戸黄門ふるさと寄附金を10億円に拡充するとともに、引き続き使用料・手数料の見直しを定期的に行うこととして推計します。
歳出	・人件費は、ごみ収集業務の民間委託化の推進等を踏まえた職員定数の変動に加え、給与改定による増加を見込んで推計します。 ・扶助費は、近年の決算状況や令和7年度予算に、年少者や高齢者など対象人口の変動を考慮して推計します。 ・公債費は、既に発行した市債の償還予定額に、今後発行する市債の償還見込額を加算して推計します。 ・普通建設事業費は、事業費の平準化を図る観点から、令和7年度予算ベースで見込みます。 ・繰出金のうち、介護保険会計及び後期高齢者医療会計については、近年の決算状況や令和7年度予算に、高齢者人口の増加を考慮して推計します。その他の会計は、今後の公債費の推移等を考慮して推計します。 ・その他の経費は、物価上昇の影響に加え、市立保育所の再編など行政経営改革の効果を見込んで推計します。また、収支不足額10億円以内を達成できる令和13年度以降は、次の時代につながるソフト施策の充実に伴う経費の増加を見込みます。

4 財政調整基金残高の見通し

〔目 標〕 年度間の財政需要の変動や大規模災害等に的確に対応するため、年度末残高を50億円確保することを目指します。

〔見通し〕 一般会計の収支不足に対応するため、基金を活用せざるを得ないことから、当面の間、目標達成は困難であるものの、年次的に一般会計の収支不足を改善していくことにより、令和15年度に達成できる見通しです。

(単位:百万円)

項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
前年度末残高	A	3,442	2,642	2,153	1,999	2,165	2,584
取崩額 (収支不足の補てん)	B	2,300	1,989	1,654	1,334	1,081	1,255
年度当初の残高見込 (A-B)	C	1,142	653	499	665	1,084	1,329
決算剰余金積立額	D	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
年度末残高 (C+D)	E	2,642	2,153	1,999	2,165	2,584	2,829

項 目		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
前年度末残高	A	2,829	3,388	4,297	5,102	6,083
取崩額 (収支不足の補てん)	B	941	591	695	519	817
年度当初の残高見込 (A-B)	C	1,888	2,797	3,602	4,583	5,266
決算剰余金積立額	D	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
年度末残高 (C+D)	E	3,388	4,297	5,102	6,083	6,766

※決算剰余金積立額は、過去の実質収支の状況を踏まえ、15億円を見込みます。

5 市債残高の見通し

〔目 標〕 将来にわたる公債費負担の軽減を図るため、残高を総額2,100億円以下に減少させることを目指します。

※過去20年間の最小値 平成27年度 2,136億円

〔見通し〕 建設事業債の新規発行額の抑制に継続的に取り組むことで、令和12年度に目標を達成できる見通しです。

(単位:百万円)

項 目		5年度決算	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
建設事業債	A	98,366	100,142	101,807	102,175	102,148	101,704	101,345
うち4大プロジェクト分		31,491	30,412	29,259	27,666	25,934	23,890	21,837
減収補てん債等	B	1,746	1,518	1,372	1,261	1,176	1,086	974
臨時財政対策債	C	46,034	43,080	39,300	35,453	31,594	27,763	24,046
一般会計 (A+B+C)	D	146,146	144,740	142,479	138,889	134,918	130,553	126,365
特別会計・企業会計	E	92,854	89,878	89,625	88,482	87,669	87,229	87,345
全会計合計 (D+E)	F	239,000	234,618	232,104	227,371	222,587	217,782	213,710
うち建設事業債 (A+E)	G	191,220	190,020	191,432	190,657	189,817	188,933	188,690

項 目		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
建設事業債	A	100,860	100,300	100,044	99,783	99,740	99,441
うち4大プロジェクト分		19,784	17,761	15,892	14,116	12,648	11,216
減収補てん債等	B	862	750	638	556	485	415
臨時財政対策債	C	20,509	17,302	14,377	11,755	9,449	7,427
一般会計 (A+B+C)	D	122,231	118,352	115,059	112,094	109,674	107,283
特別会計・企業会計	E	87,307	87,184	86,974	87,060	87,307	87,707
全会計合計 (D+E)	F	209,538	205,536	202,033	199,154	196,981	194,990
うち建設事業債 (A+E)	G	188,167	187,484	187,018	186,843	187,047	187,148

6 健全化判断比率の見通し

〔目 標〕 実質公債費比率は8.5%以下、将来負担比率は100.0%以下の達成を目指します。

※過去の最小値 実質公債費比率 9.1% 将来負担比率 85.3%

〔見通し〕 市債の新規発行額を抑制し、市債残高の減少と公債費負担の軽減に取り組むことにより、実質公債費比率は令和11年度、将来負担比率は令和14年度に目標達成できる見通しです。

(単位: %)

項 目	5年度 決算	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実質公債費比率	9.3	9.1	8.8	8.7	8.6	8.6	8.4	8.3	8.1	7.9	7.7	7.4	7.3
将来負担比率	128.1	127.4	129.2	124.1	119.1	114.7	111.3	107.7	103.1	99.3	94.9	90.5	85.5

(制度の概要)

実質公債費比率	一般会計等の実質的な公債費（一般会計等の公債費、特別会計繰出金等のうち公債費充当額）が、年間の財政規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。 ・ 25%以上→国が定める早期健全化基準を超過するため、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることが求められます。 ・ 35%以上→国が定める財政再生基準を超過するため、財政再生計画を策定し、国等の積極的な関与により財政の再生に取り組むこととなります。
将来負担比率	一般会計等の将来負担額（一般会計等の市債残高、特別会計等の市債残高及び職員の退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額など）が、年間の財政規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標です。 ・ 350%以上→国が定める早期健全化基準を超過するため、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることが求められます。なお、財政再生基準は設けられていません。